

両替機専用カード利用規定

1. カードの利用

- (1) 両替機専用カード（以下「カード」という）は、次の場合に利用することができます。
 - ① 後記3. に記載の手続により、両替機へ両替手数料を前払いする場合。
 - ② 後記4. に記載の手続により、両替機で紙幣・硬貨の両替を行う場合。
- (2) カードは、申込みを受付けした取扱店（以下「当店」という）の両替機に限り利用することができます。
- (3) 両替機のご利用時間は、当行所定の時間内とします。

2. カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとし、なお、1取扱店につき1枚限りとします。
- (2) カードを、他人に譲渡、質入れをしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

3. 手数料

- (1) 当行がカードを貸与する際は、後記5. (6) の場合を除き、当初の両替手数料の残高は0円とします。
- (2) 両替手数料を前払い（以下「手数料入金」という）する場合には、当店の両替機の画面表示等の操作手順に従って、両替機にカードを挿入し、当行の定める方法により行ってください。
- (3) 1回あたりの手数料入金額は、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円のいずれかを都度選択できます。なお、両替手数料の入金限度額は30,000円とします。
- (4) 両替手数料の入金があった場合には、当行は所定の方法により領収書を発行します。
- (5) 両替手数料の残高は、両替機をご利用の際に都度表示します。
- (6) 手数料入金された両替手数料はこの契約を解除する場合以外は返却いたしません。

4. 両替機による両替

- (1) 両替機で両替を行う場合には、両替機の画面表示等の操作手順に従って、両替機にカードを挿入し、両替を行ってください。
- (2) 両替機で有料の両替を行う場合は、両替枚数により両替手数料の残高から予定の手数料金額を減額します。
- (3) 両替手数料の残高は、当該手数料を入金した両替機のみ記録されますので、他の両替機で当該手数料を使用する有料の両替を行うことはできません。
- (4) 両替機で無料の両替を行う場合は、両替手数料の残高がない場合でも行うことができます。

5. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) カードを喪失したときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、カードによる両替機の利用停止措置を講じます。なお、この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、カードを喪失した旨の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から当行所定の書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名または名称、住所、印章その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当行所定の書面によって当店に届出てください。この場合、カードもあわせて提出してください。この届出前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを喪失した場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおくことがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (6) 再発行したカードの両替は、前記(1)に記載の届出の時点で両替機に記録されている従来のカードの両替手数料の残高とし、再発行したカードに引継ぎます。

6. カードの破損、両替機の故障等

- (1) 当行の責めによらずカードを破損した場合、カードの再発行には、前記5. (5)と同様に当行所定の再発行手数料を支払うものとし、
- (2) 停電、故障等により両替機で両替ができないときは、当行所定の時間内に限り、当店の窓口で当行所定の手数料を支払い、両替を行うことができます。

7. カードの管理等

- (1) カードは他人に使用されないように保管してください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、両替機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、カードの電磁的記録から得られた情報により本人と確認し取扱いをしたうえは、カードにつき偽造・変造・盗用その他の事後があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 免責事項

両替機専用カード利用規定

カードの利用にあたり、以下の各号の損害について当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変その他不可抗力による損害
- (2) カードの破損、両替機の故障、停電等により、両替機の利用が出来ない場合に生じた損害。
- (3) その他当行の責めによらない事由に生じた損害。

9. 解約、カードの利用停止等

- (1) カードの利用を取りやめる場合には、当行所定の依頼書に記名（または署名）押印のうえ、そのカードを当店に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合、前記2.（2）に違反した場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 前記（1）および（2）の場合、両替手数料の残高の返却は、当店の窓口において当行所定の本人確認資料等の提示を受け、当行が本人であることの確認を行った上で、両替機に記録されている両替手数料の残高を当行所定の手続により払い戻すこととします。この場合、当行は相当の期間をおくことができるものとします。

なお、この手続により生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
- (2) 前記（1）による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前記（1）（2）による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までには変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)